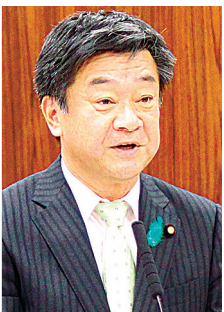


都市緑地の維持管理 担い手に民間主体を

国土交通委
で足立議員



足立敏之参院議員は、25日
の参院・国土交通委員会であ

市緑地法等一部改正案に関して、都市緑地の維持管理の担い手としての造園業者の参入の可能性について指摘した。「緑地管理の担い手を市民団体やNPO法人、企業などに広げていくことが重要だ。今回の法改正で考えている都市緑地の維持管理の担い手に民

間主体を加え、緑の分野で専門的な技術をもつ造園業者に参画してほしいと考えているが、その可能性はあるのか」と質問した。写真。

これに対し、国土交通省は全国で150社以上の造園会社が指定管理者として都市公園の管理・運営を行っているとした上で、「実績のある造園会社が緑地保全・緑化推進法人の位置付けをもって、担い手となること期待している」と回答した。

都市緑地法の改正は、緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充として、緑地保全・緑化推進法人（緑地管理機構）の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社などを追加している。

